

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「ときめき倶楽部」と称し、事務所を代表所在地に置く。

(目的)

第2条 本会は、ボランティア活動の実践を通して、会員相互の深交を醸成し自他ともに癒し癒されること。参加するそのことを楽しみ、思いやりのある行動を心がけ、微笑ましい気持ち良い感動が育まれることを目的とする。

(活動及び事業年度)

第3条 1、本会は目的を達成するために次のことを行う。

- ① 原則、偶数月に定例会議(4月度は総会後)を開催する。(第二水曜日・14時)
- ② 本会としてのボランティア活動。

2、事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終了する。

第2章 会員

(会員)

第4条 1、会員は、第2条の目的に賛同する者とし、かつボランティア保険に個人で加入することを条件とする。

2、賛助会員は本会の活動・目的を賛助する者とする。

(入会)

第5条 会員(賛助会員)として入会する者は、所定の入会申込書を代表へ提出し、本会の承認を得るものとする。

(会費)

第6条 1、本会の年会費は2,000円とする。(同賛助会員)

2、中途入会者(同賛助会員)

- ①4月～9月までの入会者は全額を納入するものとする。
- ②10月以降の入会者は半額(1,000円)を納入するものとする。

3、必要と認めた時は、役員会の議決を経て臨時会費を徴収する。

4、本会の経費は会費をもってこれに充てる。

(退会)

第7条 1、会員は代表に申し出て、任意に退会することができる。但し、退会年月日は(形式上)当期末とする。

2、会員名簿における訂正削除は年度末にこれを行う。

3、会費の返納は行わない。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 1、代表 1名
- 2、副代表 1名
- 3、会計部長 1名

(役員職務)

- 第9条 1、代表 代表は会を運営し、その業務を統括する。
2、副代表 副代表は代表を補佐し、代表不在の時は会務を代行する。
3、会計部長 会費を徴収し、会計事務・決算を処理する。会計監査役を任命する。

(役員会)

第10条 役員会は必要に応じて代表が招集し、総会の議決を要しない案件を評決する。

(役員任期・選任)

- 第11条 1、役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
2、役員は総会において選任する。
3、適任者不在の際は兼務を容認する。

第4章 総会

(総会)

第12条 1、本会は4月に定期総会を開催する。なお代表、会員の多数が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

2、総会は、会員の過半数以上の出席(委任状を含む)で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(総会議事)

第13条 総会は以下の事項を審議し議決する。

- 1、前期事業報告
- 2、前期決算報告
- 3、決算監査報告
- 4、次期事業計画案
- 5、次期予算案
- 6、会則改正
- 7、役員選任
- 8、その他、本会運営に関する事項

第5章 雑則

(個人情報の保持)

第14条 会員は、本会の活動中に知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(附則)

第1条 この会則は平成28年4月13日に制定し、同日から施行する。

平成26年4月1日 制定施行
平成27年4月10日 一部改正
平成28年4月13日 改正